

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成23年(2011年)7月24日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \*「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】貸金業者Aが貸金債権を他の貸金業者Yに譲渡した場合、借主XとAの間の金銭消費貸借取引に係る契約上の地位がYに移転する、あるいはYが過払金返還債務を貸金債権と一体のものとして当然に承継すると解することはできないとしてXのYに対する過払金請求が否定された事例(平成23年7月7日最高裁)

【2】貸金業者Aが貸金債権を他の貸金業者Yに譲渡した場合、借主XとAの間の金銭消費貸借取引に係る契約上の地位がYに移転する、あるいはYが過払金返還債務を貸金債権と一体のものとして当然に承継すると解することはできないとしてXのYに対する過払金請求が否定された事例(平成23年7月8日最高裁)

【3】消費者契約である居住用建物(賃料月額17万5000円)の賃貸借契約に付されたいわゆる敷引特約(保証金100万円、内敷引分60万円)が消費者契約法10条により無効ということはできないとされた事例(平成23年7月12日最高裁)

【4】金銭消費貸借基本契約が順次締結され借入と弁済が繰り返され(取引の中断期間があった)、各契約に当事者からの申出がない限り契約を継続する旨の定めがあることを理由に先の基本契約の過払金を後の基本契約の借入金債務に充当する合意があったとした原審判断に違法があるとされた事例(平成23年7月14日最高裁)

【5】消費者契約である居住用建物(賃料月額3万8000円)の賃貸借契約に付された更新料(賃料の2ヶ月分)の支払を約する条項が消費者契約法10条により無効ということはできないとされた事例(平成23年7月15日最高裁)

【6】弁護士であるテレビ番組の出演者において、いわゆる「光市母子殺害事件」の弁護団の弁護活動が懲戒事由に当たるとして上記弁護団を構成する弁護士らについて懲戒請求をするよう呼び掛けた行為が違法とはいえないとされた事例(平成23年7月15日最高裁)

【7】特段の事情のない限り優先道路を進行している車両には、非優先道路から一時停止をせず交差点に進入してくる車両を予測して前方を注視し交差点を進行すべき義務はないと判示(平成22年3月31日名古屋高裁)

【8】X(相続人)は、被相続人がその名義において行ったY(金融機関)との取引経過等の開示を求めたがYは開示請求を拒絶。Xが債務不履行ないし不法行為による損害賠償を請求した事案。Yの不法行為を認め6万8190円の限度でXの請求を認容(平成22年9月16日東京地裁)

【9】盗まれたキャッシュカードで預金が引き下ろされたXが、預貯金者の保護に関する法律5条1項による払戻し相当額の補填請求権に基づきY銀行に270万円の支払い等を求めた事案。Xに過失が認められるとして払戻相当額の4分の3の限度で支払いを認容(平成22年12月28日東京地裁)

【10】常用量の5倍の薬剤を投与され死亡したAの相続人であるXらが投与を指示した担当医のほか上級医、薬剤師に損害賠償を求めた事案。上級医の責任を否定したが薬剤師には処方医である担当医に疑義を照会すべき義務がありその義務を怠った点に過失を認めた(平成23年2月10日東京地裁)

【11】購入した土地が建築基準法に定める接道義務を満たしていないことが判明したため売主及び仲介業者に損害賠償を請求した事案。上記土地の接道状況について売主、仲介業者には説明義務があるところ、これに違反したとしてXの請求を一部認容(平成23年2月17日千葉地裁)

(商事法)

【12】社会福祉法人の補助金を預託されていた弁護士が、私的流用を知らずながら同法人関係者に補助金を送金。同法人が弁護士賠償責任保険に基づく保険金請求権を譲り受け保険会社に保険金請求訴訟を起こしたが、保険約款の免責条項を理由に請求を棄却された事例(平成21年10月22日大阪地裁)

【13】証券会社の勧めで購入した仕組み債の発行者及び保証会社が経営破綻。このため錯誤無効及び消費者契約法違反による取消に基づく不当利得の返還、適合性原則違反及び説明義務違反を理由に損害賠償を請求したが、購入者の複数の投資経験等を理由として、いずれも棄却された事例(平成23年1月28日東京地裁)

(知的財産)

【14】特許法2条3項1号の「物の発明」としての用途発明を肯定すべきか否かの判断には、発明として保護した場合の第三者に与える影響、公益との調和等を個々に検討し、技術思想の創作として高度のものと評価されるか否かの観点から判断すべきと判示(平成23年3月23日知財高裁)

【15】立体的に表された「肘掛椅子」の商標は、商標法3条2項の適用により登録を受けられるべきものに該当しないと審決に対する取消訴訟において、長期間の宣伝と販売により自他識別性が認識できるに至ったとして、同条項の適用に誤りがあるとして原告の請求を認容(平成23年6月29日知財高裁)

【16】「塾なのに家庭教師!!」という登録商標を有する原告は、新聞折り込み広告に「塾なのに家庭教師」という文字標章を付して配布した被告に対し商標権侵害等を主張して差止等を求めた事案。同宣伝文句は商標の使用に該当しないと請求を棄却(平成22年1月25日東京地裁)

【17】特許権者たる原告が特許料の追納期間経過後に当該特許料及び割増特許料を納付する旨の納付書の特許庁長官に提出したところその手続が却下されたため、同処分を取消を求めたが、法律事務所の過誤は特許権者の「責めに帰することが出来ない理由」に該当せ

ずとして棄却された事例(平成23年7月1日東京地裁)

(民事手続)

【18】賃貸ビルの賃貸料値上げを巡る争いで提出された不動産鑑定士作成の不動産鑑定評価書に引用された賃貸事例につき文書提出命令が申立てられた事案。インターネット上で公開されている情報以外は職業上の秘密として、原審で申立が却下され、抗告審でも抗告棄却とされた(平成22年7月20日東京高裁)

【19】本契約中に東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする合意があるにもかかわらず、長野地方裁判所上田支部に訴えが提起されたため本案事件被告が東京地方裁判所への移送を申立てた事案。申立てを却下した原決定が取り消され移送が認められた(平成22年7月27日東京高裁)

【20】銀行の預金債権につき、預金の取扱店舗を一つに特定せず「支店番号の若い順序によると」記載して差押命令の申立てをしたところ、原審は差押債権の特定が不十分、不適法として却下、抗告も棄却された事例(平成23年5月16日東京高裁)

(刑事法)

【21】裁判員裁判対象事件である住居侵入、強盗強姦、強盗致傷被告事件の控訴審において、懲役11年に処した一審判決の量刑が重過ぎるとし、量刑不当の主張を認め一審判決を破棄し、懲役8年に処した事例(平成23年5月26日広島高裁)

【22】少年院の法務教官である被告人が、在院中の少年に対する一連の行為が特別公務員暴行陵虐罪に該当するとして原判決に対して、訴訟手続の法令違反、公訴の不法受理及び事実誤認を理由としてなされた被告人の控訴を棄却した事例(平成23年6月30日東京高裁)

【23】暴行事件につき、被告人を犯人とする一定の蓋然性をもった複数の事実がある一方、被害者の犯人目撃時の条件等被告を犯人とする蓋然性の強さにも一定の限界があるため、犯人性の立証には未だ合理的な疑いが残るとして被告人を無罪とした事例(平成22年5月25日大阪地裁)

(公法)

【24】都立高校教諭に卒業式で国歌斉唱時に起立を強制する東京都教育委員会の職務命令につき、それが思想良心に対する間接的制約となりうるが、職務命令に同制約を許容する程度の必要性・相当性を検討し、その必要性・相当性があるとした(平成23年5月30日最高裁)

【25】公にされている処分基準の適用関係を示さずにされた建築士法(平成18年法律第92号による改正前のもの)10条1項2号及び3号に基づく一級建築士免許取消処分が行政手続法14条1項本文の定める理由提示の要件を欠き違法であるとされた事例(平成23年6月7日最高裁)

【26】市立老人福祉施設の民間譲渡の公募選考に応募した社会福祉法人が、市長から決定に至らなかった旨の通知を受けた事案に於いて(取消訴訟)、最高裁は、民間移管に伴う譲渡等は随意契約ができるとして契約としての性質があることを理由に処分性を否定した(平成23年6月14日最高裁)

【27】都内中学校教諭に卒業式または入学式で国歌斉唱時に起立を強制する東京都教育委員会の職務命令につき、思想良心に対する間接的制約となりうるが、職務命令に同制約を許容する程度の必要性・相当性を検討し、その必要性・相当性があるとした(平成23年6月14日最高裁)

【28】公立学校の校長が同校の教職員に対し卒業式等の式典において国旗掲揚の下で国歌斉唱の際に起立することを命じた職務命令が憲法19条に違反しないとされた事例(平成23年6月21日最高裁)

【29】卒業式の開式直前に保護者らに国歌斉唱時は着席してほしいなどと大声で呼び掛けを行い、これを制止した教頭らに対して怒号するなどし、その場を喧嘩状態に陥れた行為をもって刑法234条の罪に問うことが憲法21条1項に違反しないとされた事例(平成23年7月7日最高裁)

【30】造りだされた軽油の原始的所有権の帰属に加えて軽油の製造・譲渡に係る全過程における行為態様等を勘案し、軽油の製造をして他人に譲渡したといえるとして、軽油引取税に係る課税標準量、税額及び不申告加算金額を決定する処分を相当とした事案(平成22年11月25日東京高裁)

【31】中国籍を有する控訴人が在広州日本国総領事館に査証の発給の申請をしたところこれを拒否されたためその取消しを求めた事案。査証の発給の拒否は取消訴訟の対象となる行政処分当たらないとして訴えを却下した原判決を相当と判断(平成22年12月14日東京高裁)

【32】日本司法支援センター理事長が相談登録契約等を締結していた弁護士に対し、弁護士会から懲戒処分を受けたことを理由に契約解除の措置をとったため同弁護士が決定取消しを求めた事案。決定は行政事件訴訟法3条2項の「処分」に当たらないとして訴えを却下(平成22年8月27日東京地裁)

(社会法)

【33】市立小学校又は中学校の教諭らが勤務時間外に職務に関連する事務等に従事していた場合において、その上司である各校長に上記教諭らの心身の健康を損なうことがないよう注意すべき義務に違反した過失があるとはいえないとされた事例(平成23年7月12日最高裁)

【34】介護保険法上の指定居宅サービス事業者等の指定を受けた事業者が不正の手段によって当該指定を受けた場合であっても市から受領した居宅介護サービス費等につき介護保険法22条3項に基づく返還義務を負わないとされた事例(平成23年7月14日最高裁)

【35】外資系旅行代理会社に雇用された者が、会社の許可無くディレクターと称して私的に関心をもった事業案件について繰り返し会社の業績・信用を利用して情報提供を求め、案件への参画を実現しようとしたことは就業規則における懲戒解雇事由に該当するとして同人に対する処分は相当とされた(平成22年1月20日東京高裁)

【36】A社が他の事業者と共同してポリプロピレンの販売価格を引き上げ、公共の利益に反して競争を実質的に制限したのは、独占禁止法に規定する不当な取引制限に該当するなどとしてAを吸収合併した原告に課徴金の納付を命じる審決を相当とした事例(平成22年11月26日東京高裁)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

(1) 最一判平成23年7月7日 最高裁HP

平成22年(受)第1784号 不当利得返還請求, 民訴法260条2項の申立て事件(破棄差戻し)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110707151502.pdf>

貸金業者(A)が貸金債権を一括して他の貸金業者(Y)に譲渡する旨の合意をした場合において、借主(X)とAとの間の金銭消費貸借取引に係る契約上の地位がYに当然に移転する、あるいは、Yが上記金銭消費貸借取引に係る過払金返還債務を上記譲渡の対象に含まれる貸金債権と一体のものとして当然に承継すると解することはできないとして、XのYに対する過払金請求が否定された事例。

(理由)

Aが貸金債権を一括してYに譲渡する旨の合意をした場合において、Aの有する資産のうち何が譲渡の対象であるかは、AY間の合意の内容いかんによるというべきであり、それが営業譲渡の性質を有するときであっても、XとAとの間の金銭消費貸借取引に係る契約上の地位が譲渡業者に当然に移転する、あるいは、譲渡業者が上記金銭消費貸借取引に係る過払金返還債務を上記譲渡の対象に含まれる貸金債権と一体のものとして当然に承継すると解することはできない(最高裁平成22年(受)第1238号, 同年(オ)第1187号同23年3月22日第三小法廷判決・裁判集民事236号登載予定参照)。

そして、XとAとの間の金銭消費貸借取引に係る基本契約が、過払金が発生した場合にはこれをその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであったとしても、Xは当然に貸金債権の一括譲渡の前後を通算し弁済金の充当計算をして過払金の返還を請求する利益を有するものではなく、このような利益を喪失することを根拠に、Yが上記取引に係る過払金返還債務を承継すると解することもできない。

(2) 最二判平成23年7月8日 最高裁HP

平成22年(受)第1405号 不当利得返還請求, 仮執行の原状回復及び損害賠償の申立て事件

(破棄差戻し)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110708113748.pdf>

貸金業者(A)が貸金債権を一括して他の貸金業者(Y)に譲渡する旨の合意をした場合において、借主(X)とAとの間の金銭消費貸借取引に係る契約上の地位がYに当然に移転する、あるいは、Yが上記金銭消費貸借取引に係る過払金返還債務を上記譲渡の対象に含まれる貸金債権と一体のものとして当然に承継すると解することはできないとして、XのYに対する過払金請求が否定された事例。

(理由)

Aが貸金債権を一括してYに譲渡する旨の合意をした場合において、Aの有する資産のうち何が譲渡の対象であるかは、AY間の合意の内容いかんによるというべきであり、それが営業譲渡の性質を有するときであっても、XとAとの間の金銭消費貸借取引に係る契約上の地位が譲渡業者に当然に移転する、あるいは、譲渡業者が上記金銭消費貸借取引に係る過払金返還債務を上記譲渡の対象に含まれる貸金債権と一体のものとして当然に承継すると解することはできない(最高裁平成22年(受)第1238号, 同年(オ)第1187号同23年3月22日第三小法廷判決・裁判集民事236号登載予定参照)。

そして、XとAとの間の金銭消費貸借取引に係る基本契約が、過払金が発生した場合にはこれをその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであったとしても、Xは当然に貸金債権の一括譲渡の前後を通算し弁済金の充当計算をして過払金の返還を請求する利益を有するものではなく、このような利益を喪失することを根拠に、Yが上記取引に係る過払金返還債務を承継すると解することもできない。

(3) 最三判平成23年7月12日 最高裁HP

平成22年(受)第676号 保証金返還請求事件(一部変更)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110712163531.pdf>

消費者契約である居住用建物(賃料月額17万5000円)の賃貸借契約に付されたいわゆる敷引特約(保証金100万円, 内敷引分60万円)が消費者契約法10条により無効ということとはできないとされた事例。

(理由)

賃貸借契約においては、本件特約のように、賃料のほかに、賃借人が賃貸人に権利金、礼金等様々な一時金を支払う旨の特約がされることが多いが、賃貸人は、通常、賃料のほか種々の名目で授受される金員を含め、これらを総合的に考慮して契約条件を定め、また、賃借人も、賃料のほかに賃借人が支払うべき一時金の額や、その全部ないし一部が建物の明渡し後も返還されない旨の契約条件が契約書に明記されていれば、賃貸借契約の締結に当たって、当該契約によって自らが負うこととなる金銭的な負担を明確に認識した上、複数の賃貸物件の契約条件を比較検討して、自らにとってより有利な物件を選択することができるものと考えられる。そうすると、賃貸人が契約条件の一つとしていわゆる敷引特約を定め、賃借人がこれを明確に認識した上で賃貸借契約の締結に至ったのであれば、それは賃貸人、賃借人双方の経済的合理性を有する行為と評価すべきものであるから、消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付された敷引特約は、敷引金の額が賃料の額等に照らし高額に過ぎるなどの事情があれば格別、そうでない限り、これが信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものというてはできない(最高裁平成21年(受)第1679号同23年3月24日第一小法廷判決・民集65巻2号登載予定参照)。

(4) 最一判平成23年7月14日 最高裁HP

平成23年(受)第332号 不当利得返還請求事件(破棄差戻し)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110714115151.pdf>

金銭消費貸借に係る基本契約が順次締結されて借入れと弁済が繰り返された場合において、取引の中断期間があるにもかかわらず、各契約に当事者からの申出がない限り契約を継続する旨の定めがあることを理由に先の基本契約に基づく過払金を後の基本契約に基づく借入金債務に充当する合意があったとした原審の判断に違法があるとされた事例。

(理由)

同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約1が締結され、これに基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後、両者の間で改めて金銭消費貸借に係る基本契約2が締結され、これに基づく取引に係る債務が発生した場合には、基本契約1に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、基本契約1に基づく取引に係る過払金は、基本契約2に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である(最高裁判平成18年(受)第2268号同20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号28頁)。

そして、基本契約1に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から基本契約2に基づく最初の貸付けまでの期間、基本契約1についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、基本契約1に基づく最終の弁済から基本契約2が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、基本契約2が締結されるに至る経緯、基本契約1,2における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、基本契約1に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、基本契約1に基づく取引と基本契約2とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、上記合意が存在するものと解するのが相当である(前記第二小法廷判決)。

しかるに、原審は、基本契約1に基づく最終の弁済から基本契約2に基づく最初の貸付け、基本契約2に基づく最終の弁済から基本契約3に基づく最初の貸付け及び基本契約3に基づく最終の弁済から基本契約4に基づく最初の貸付けまで、それぞれ約1年6か月、約2年2か月及び約2年4か月の期間があるにもかかわらず、基本契約1ないし3に本件自動継続条項が置かれていることから、これらの期間を考慮することなく、基本契約1ないし4に基づく取引は事実上1個の連続した取引であり、本件過払金充当合意が存在するとしているのであるから、この原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、前記特段の事情の有無等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

(5) 最二判平成23年7月15日 最高裁HP  
平成22年(才)第863号 更新料返還等請求本訴, 更新料請求反訴, 保証債務履行請求事件(一部破棄自判・一部棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110715143324.pdf>

消費者契約である居住用建物(賃料月額3万8000円)の賃貸借契約に付された更新料(賃料の2ヶ月分)の支払を約する条項(以下、「更新料条項」という。)が消費者契約法10条により無効ということはできないとされた事例。

(理由)

更新料は、賃料の補充ないし前払、賃貸借契約を継続するための対価等の趣旨を含む複合的な性質を有しており、更新料の支払にはおよそ経済的合理性がないなどということはない。また、一定の地域において、期間満了の際、賃借人が賃貸人に対し更新料の支払をする例が少なからず存することは公知であることや、従前、裁判上の和解手続等においても、更新料条項は公序良俗に反するなどとして、これを当然に無効とする取扱いがされてきたことは裁判所に顕著であることからすると、更新料条項が賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載され、賃借人と賃貸人との間に更新料の支払に関する明確な合意が成立している場合に、賃借人と賃貸人との間に、更新料条項に関する情報の質及び量並びに交渉力について、看過し得ないほどの格差が存するとみることができない。そうすると、賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方向的に害するもの」には当たらないと解するのが相当である。

(6) 最二判平成23年7月15日 最高裁HP  
平成21年(受)第1905号 損害賠償請求事件(一部棄却, 一部破棄自判)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110715165447.pdf>

弁護士であるテレビ番組の出演者(Y)において特定の刑事事件(いわゆる「光市母子殺害事件」)の弁護団の弁護活動が懲戒事由に当たるとして上記弁護団を構成する弁護士ら(Xら)について懲戒請求をするよう呼び掛けた行為が、不法行為法上違法とはいえないとされた事例

(理由)

Yの本件呼び掛け行為は、視聴者による懲戒請求を勧奨するものであって、娯楽性の高いテレビのトーク番組における出演者同士のやり取りの中でされた表現行為の一環といえる。その趣旨とするところも、報道されている本件弁護活動の内容は問題であるという自己の考えや懲戒請求は広く何人にも認められるとされていること(弁護士法58条1項)を踏まえて、本件番組の視聴者においても同様に本件弁護活動が許せないと思うのであれば、懲戒請求をしてもらいたいとして、視聴者自身の判断に基づく行動を促すものである。その態様も、視聴者の主体的な判断を妨げて懲戒請求をさせ、強引に懲戒処分を勝ち取るという運動を唱導するようなものとはいえない。他方、Xらは、社会の耳目を集める本件刑事事件の弁護人であって、社会的な注目を浴び、その当否につき国民による様々な批判を受けることはやむを得ないものといえる。そして、Xらについてそれぞれ600件を超える多数の懲戒請求がされたについては、多くの視聴者等がYの発言に共感したことや、Yの関与なくしてインターネット上のウェブサイトに掲載された本件書式を使用して容易に懲戒請求をすることができたことが大きく寄与しているとみることができる。のみならず、本件懲戒請求は、本件書式にあらかじめ記載されたほぼ同一の事実を懲戒事由とするもので、広島弁護士会綱紀委員会による事案の調査も一括して行われたというのであって、Xらも、これに一括して反論をすることが可能であったことや、本件懲戒請求については、同弁護士会懲戒委員会における事案の審査は行われなかったことからすると、本件懲戒請求がされたことにより、Xらに反論準備等のために一定の負担が生じたことは否定することができないとしても、その弁護士業務に多大な支障が生じたとはできない。

(7) 名古屋高判平成22年3月31日 判例タイムズ1347号234頁  
平成22年(ホ)第18号 損害賠償請求控訴事件(一部取消, 自判・確定)

本件は、東西道路と南北道路とが交差する信号整理が行われていない交差点において、南北道路を進行してきたY車が一時停止の標識を見落として交差点に進入し、優先道路である東西道路を進行してきたX車と衝突したため、XがYに対し不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。本判決は、X車は優先道路を進行していたので徐行義務はなく前方注視義務違反が問題となるが、交通整理が行われていない交差点において交差道路が優先道路の場合には、当該交差道路を進行する車両の進行妨害としてはならないのであるから、X車はY車がX車の進行妨害をする方法で交差点に進入してこないことを前提として進行してよく、特段の事情のない限り、非優先道路を進行している車両が一時停止をせずに交差点に進入してくることを予測して前方を注視し交差点を進行すべき義務はないとして、Xの過失(過失相殺)を認めず、Xの請求を認容した。

(8) 東京地判平成22年9月16日 金法1924号119頁  
平成21年(ワ)第20256号 預金取引記録開示等請求事件(請求一部認容)

本件は、被相続人を相続したXが、被相続人がその名義において行ったYとの間の取引経過等の開示を求めるとともに、Yが弁護士会を通じてしたXの開示請求を拒絶したことによる損害につき、債務不履行ないし不法行為による損害賠償請求権に基づく賠償を請求した事案である。

本判決は、金融機関の預金者に対する取引経過開示義務は、預金契約に基づき、その解約後も合理的な期間残存するが、銀行に対する取引経過開示請求である本件では、預金者が預金等契約に基づいて金融機関の事務処理につき金融機関に対して取得し得る債権の消滅時効期間を参考にして、解約の日から5年の限度で存続するとした上、既に解約の日から5年が経過している本件ではXのYに対する取引経過開示請求権は認められないとしたが、損害賠償請求については、23条照会の制度趣旨を踏まえ、照会を受けた相手方は、自己の職務の執行に支障のある場合、または照会に応じて報告することのもつ公共的利益にも勝り保護しなければならない法益が他に存在するような場合を除き、原則として拒否できないとし、本件におけるYの対応は不法行為を構成するとして、Xの請求した84万5760円のうち6万8190円の限度で請求を認容した。

(9) 東京地判平成22年12月28日 金法1924号113頁  
平成22年(ワ)第17338号 払戻請求事件(請求一部認容)

本件は、Xが、盗取されたキャッシュカードによりXの預金口座から270万円が無断で引き下ろされたとして、預金契約を締結しているY銀行に対し、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護に関する法律5条1項による払戻し相当額の補填請求権に基づき、金270万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた事案である。

本判決は、キャッシュカードは、ATMにおいて暗証番号を操作することにより預金を引き下ろすことを可能にしたもので、預金者に多大な利便性をもたらしたが、一方で、預金者は、キャッシュカード及び暗証番号を適正に管理することを求められていると述べた上で、Y銀行のキャッシュカード規定、ホームページ及び店頭ポスター等において、キャッシュカード及び暗証番号を適正に管理することについての預金者に対する広報及び注意喚起が行われていることからすれば、Xが、深夜飲酒の上、ATMの近くに見知らぬホステスを伴い、その視野の中において暗証番号の入力操作を行い、しかも、引き下ろした金をすぐ横にいるホステスに示したことは、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護に関する法律5条2項ただし書所定の預貯金者の過失が認められるとして、XのY銀行に対する請求を払戻相当額の4分の3の限度で認容した。

(10) 東京地判平成23年2月10日 判例時報2109号56頁  
平成20年(ワ)第5781号 損害賠償請求事件  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110310092023.pdf>

本件は、Y1の開設するY病院に入院していたAに対しペナンボックスが常用量の5倍投与され(本件事故)死亡したことについて、Aの相続人であるXらが投与を指示した担当医Y2ほか上級医Y3・Y4、ペナンボックスの調剤・監査を行った薬剤師Y5～Y7に対し不法行為に基づき損害賠償を求めた事案である。

本判決は、本件事故は担当医が医薬品集の頁を見間違えて処方指示したという初歩的な間違いに起因するものであるが、このような過誤は想定しがたく、担当医に対し、あらかじめ具体的な投与量等についてまで指示すべき注意義務があったとは直ちには認められないとして上級医の責任を否定したが、ペナンボックスは普段調剤しない不慣れな医薬品であり、劇薬指定もされ、重大な副作用を生じうる医薬品であること、本来の投与量の5倍もの用量であったことなどを考慮すれば、薬剤師は処方医である担当医に対し、疑義を照会すべき義務があり、その義務を怠った点に過失を認めた。

(11) 千葉地判平成23年2月17日 判例タイムズ1347号220頁  
平成21年(ワ)第2354号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

本件でXはY1から土地及び同土地上の建物を代金2250万円で購入し、代金を完済し、所有権移転登記手続も受けたが、その後、同土地が建築基準法に定める接道義務を満たしていないとして、Y1及び売主側仲介業者Y2に対し不法行為に基づく損害賠償として約3215万円の支払を求めた。Yらは、同土地で建築確認を取得するには隣接土地所有者の同意を得る必要があるが、建替えが不可能とは言えないとして争ったが、本判決は、宅地の売買においては建築基準法上の接道義務関係は、建替え、転売の可否等に大きく影響するものであり、Y1は売主としての付随義務として、Y2は宅建業者として、上記土地の接道状況について説明義務があるところ、これに違反したとして、Yらに対し約1726万円の支払を求める限度でXの請求を認容した。

【商事法】

(12) 大阪地判平成21年10月22日 判例タイムズ1346号218頁  
平成20年(ワ)第16037号 保険金請求事件(請求棄却・確定)

弁護士が、社会福祉法人から預託を受けていた補助金について、法人の理事長の母が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律11条1項に違反して一次的に私的に流用することを知りながら、同人の依頼により同人に送金をしたことにより、依頼者である社会福祉法人に損害を被らせて弁護士としての損害賠償義務を負った場合について、当該弁護士が

ら弁護士賠償責任保険に基づく保険金請求権を譲り受けた同社会福祉法人による保険会社に対する本件保険金請求訴訟では、保険約款の免責条項(被保険者の他人に損害を与えるべき事を予見しながら行った行為に起因する賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しないこと)の適用を理由に、請求が棄却された。

(13) 東京地判平成23年1月28日 金法1925号105頁  
平成21年(ワ)第15708号 損害賠償請求事件(請求棄却)

本件は、XがY1銀行の従業員であるAにY1銀行B支店で資産運用の相談をした際に、同支店の一角にあるY2証券会社のカウンターに案内され、Y2証券会社の担当者であるCの進めに応じて仕組債を2000万円で購入したところ、その後、同仕組債の発行者及び保証会社が経営破綻したことについて、Xが、Y2証券会社に対しては、錯誤無効及び消費者契約法違反による取消しに基づく不当利得の返還並びに適合性原則違反及び説明義務違反による債務不履行ないし不法行為に基づき、Y1銀行に対しては、Y2証券会社を紹介したAの行為が違法であるとして、不法行為ないし債務不履行に基づき、Y1銀行及びY2証券会社各自に対し、2120万8000円及び遅延損害金の支払いを請求した事案である。

本判決は、Xによる適合性原則違反及び説明義務違反の主張に対し、要旨以下のように判断した上、Xの請求をいずれも棄却した。上記仕組債の具体的な償還条件についての説明がなされていたことが認められるところ、さらに、同仕組債がブットオプションの売りの立場に立つのと同じであるなど、償還条件の具体的な内容を超えて、評価にわたる内容まで説明する義務はなく、また、一般に、金融商品販売業者等は、金融商品の信用リスクが現実化することが相当程度の蓋然性をもって見込まれる状況であることを認識していたなど、特段の事情がない限り、顧客に対して、信用リスクが現実化する可能性や、その評価根拠となる事実についてまでは説明義務を負うものではないから、当該特段の事情が認められない本件においてY2証券会社に説明義務違反は認められない。また、Xが、当時5000万円を下らない金融資産に加え、不動産を有していたこと、投資信託への複数の投資経験があったこと、長年にわたり自営の経験があり、相応の判断力があったことに照らすと、上記仕組債の早期償還条件や仕組みが複雑であることなどを勘案しても、Y2証券会社のXに対する勧誘が適合性の原則に著しく反していたとまでは認められない。

#### 【知的財産】

(14) 知財高判平成23年3月23日 判例時報2111号100頁  
平成22年(行ケ)第10256号 審決取消請求事件 認容(上告受理申立)  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110329114833.pdf>

「スーパーオキシドアニオン分解剤」との発明(用途発明)にかかる特許についての無効不成立審決への取消訴訟において、物の性質の発見、実証、機序の解明等に基づく新たな利用方法に基づいて、特許法2条3項1号の「物の発明」としての用途発明を肯定すべきか否かを判断するにあたっては、個々の発明ごとに、発明者が公開した方法(用途)の新規とされる内容、意義及び有用性、発明として保護した場合の第三者に与える影響、公益との調和等を個々具体的に検討して、物に係る方法(用途)の発見等が、技術思想の創作として高度のものとして評価されるか否かの観点から判断することが不可欠となるとし、本件特許発明における分解剤としての用途に用いるという技術は、引用例の記載と実質的には同一のものであり、新規性を欠くとして、審決が取り消された事例。

(15) 知財高判平成23年6月29日 裁判所HP  
平成22年(行ケ)第10253号 商標権審決取消請求事件  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110629164722.pdf>

指定商品を第20類「家具」とする立体商標の登録出願(商願2008—11532号)に対する拒絶査定不服の審判でなされた、本願商標は、立体的に表された「肘掛椅子」を容易に認識させるものであり、本願商標をその指定商品に使用しても、取引者・需要者は、単に商品の一形態を表示するものと理解し、自他商品の識別標識として認識し得ないから、商標法3条1項3号に該当し、本願商標は、全国的に、その指定商品である「肘掛椅子」に使用された結果、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるに至っているとは認められないから、同条2項の適用により登録を受けられるべきものにも該当しない、との審決に対する取消訴訟。

裁判所は、1950年(日本国内では昭和37年)に販売が開始されて以来、ほぼ同一の形状を維持しており、長期間にわたって、雑誌等の記事で紹介され、広告宣伝等が行われ、多数の商品が販売され、その結果、需要者において、本願商標ないし原告製品の形状の特徴の故に、何人の業務に係る商品であることを、認識、理解することができる状態となったものと認めるのが相当である、として、審決の判断のうち、本願商標は、商標法3条1項3号に該当するとした点に誤りはないが、同条2項の適用により登録を受けられるべきものに該当しないとされた点には誤りがあると判断し、原告の請求を認容した。

(16) 東京地判平成22年11月25日 判例時報2111号122頁  
平成20年(ワ)第34852号 商標権侵害差止等請求事件 棄却(確定)  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101126131252.pdf>

原告は、指定役務を「学習塾における教授」(第41類)とする「塾なのに家庭教師!!」という文字からなる登録商標を有しているところ、被告が経営する学習塾の生徒募集及び従業員募集等の新聞折り込み広告に「塾なのに家庭教師」という文字標章を付して配布等したことについて、商標権侵害等を主張して差止等を求めた事案において、同文字標章は、広告の他の記載部分と相俟って、集団塾の長所と家庭教師の長所を組み合わせさせた学習指導の役務を提供していることを端的に記述した宣伝文句であり、役務の出所を想起させるものではないとして、その使用は本来の商標としての使用(商標の使用)に該当しないとされ、商標権侵害が認められなかった事例。

(17) 東京地判平成23年7月1日 裁判所HP  
平成22年(行ウ)第527号 特許料納付書却下処分取消請求事件  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110701144655.pdf>

特許権(特許第2802324号)の譲渡を受けた原告が、本件特許権に係る第11年分の特許料の追納期間経過後に当該特許料及び割増特許料を納付する旨の納付書の特許庁長官に提出したが、同納付書に係る手続を却下する旨の処分を受けたことから、同処分は違法である(特

許法112条の2第1項に規定する「その責めに帰することができない理由」により、追納期間内に特許料及び割増特許料を納付することができなかったものであるから、追納が認められるべきである。」と主張して、その取消しを求めた事案。

原告が本件特許権に係る特許料の支払を委託した法律事務所Bが、前権利者が本件特許権に係る特許料の支払を委託していた法律事務所A法律事務所に対し、本件特許権に係る一件記録の送付を要求してから少なくとも半年以上の期間が残存していたことを考慮すると、B法律事務所は、その間、A法律事務所からの一件記録の送付を漫然と待つにとどまらず、自ら本件特許権に係る特許料の納付状況を調査した上、本件特許権の維持に必要な処置を講じることが求められていたというべきであり、このような調査を行わず、本件特許権に係る第11年分の特許料の追納期限を徒過させたB法律事務所は、本件特許権の管理者として通常期待される注意を尽くしたものであるとはいえず、B法律事務所は、本件特許権の管理について、特許権者である原告から委託を受けた者であり、B法律事務所「その責めに帰することができない理由」が認められない以上、原告についても「その責めに帰することができない理由」があると認めることはできない、として原告の請求は棄却された。

#### 【民事手続】

(18) 東京高決平成22年7月20日 金法1924号107頁

平成22年(ワ)第1057号 文書提出命令申立一部却下決定に対する抗告事件(抗告棄却)

X社は、同人所有のビルの1,2階の各一部をZ社に賃貸していたところ、X社がZ社に対し賃料増額の意思表示をした上、増額後の賃料額の確認を求めた(本訴)のに対し、Z社が、X社に対し賃料減額の意思表示をした上、減額後の賃料額の確認を求めた(反訴)。本件は、X社が、Z社が自己の主張する賃料額が相当であることの証拠として提出したY作成にかかる4通の不動産鑑定評価書について、これを弾劾するために不可欠であるとして、Yが所持する上記各不動産鑑定評価書中に引用された各賃貸事例についての文書について、文書提出命令を申し立てた事案であり、Yは、これらの文書は民事訴訟法220条4号ハ所定の文書に当たる旨主張した。原審は、Yが所持する各対象文書を提示させた上、インターネット上に公開されているものについては職業上の秘密とはいえず、Yに提出を命じ、ただし、これに関する登記簿謄本は、Xにおいて、法務局にて容易に入手可能であるから、民事訴訟法221条2項により、相手方に提出義務はないとして、その余の各文書については、Yの職業上の秘密に当たるとして文書提出命令申立を却下したが、これに対し、X社が抗告した。

本決定は、X社の抗告を棄却したものであるが、その理由の要旨は次のとおりである。

(1) Yが会員登録をするインターネットのホームページ上からダウンロードした事例は職業上の秘密に該当しない。ただし、登記簿謄本については、X社において、法務局にて容易に入手可能であるから、民事訴訟法221条2項により、相手方に提出義務はない。(2) 不動産鑑定士は、不動産の鑑定評価に関する法律38条に定める守秘義務を負っているところ、Yは、不動産鑑定士として賃貸人等との信頼関係に基づき、賃貸事例を収集する趣旨の理解を得た上で、みだりに外部に公表されることはないとの前提で賃貸人等から情報提供を受けており、本件の賃貸事例に関する情報も、そうした業務を通じて収集された情報の一部であると推認され、そうした情報が開示されるとYと当該第三者との信頼関係が損なわれ、その後の情報提供に支障を生じ、Yの業務に深刻な影響が生じる可能性がある一方、X社は、自ら、不動産鑑定士等の専門家の知識を補充することなどにより、上記不動産鑑定評価書に記載されている各賃貸事例につき開示された情報から相当程度の検証を行い、これに反論を加えることは十分に可能であるから、保護に値する職業上の秘密に当たる。

(19) 東京高決平成22年7月27日 金法1924号103頁

平成22年(ワ)第1142号 移送申立却下決定に対する抗告事件(原決定取消・申立認容)

本件の本案事件は金融商品取引に関する不法行為に基づく損害賠償請求事件であるが、基本契約中に東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする旨の合意が存在するにもかかわらず、長野地方裁判所上田支部に訴えが提起されたため、X社(本案事件被告)は、民事訴訟法16条1項に基づき管轄違いを理由として東京地方裁判所への移送を申し立てた。原審は、X社の移送申立てを却下したため、これに対し、X社が抗告した。

本決定は、専属的管轄合意に反して他の法定管轄裁判所に訴えが提起された場合であっても、訴訟の著しい遅延を避けまたは当事者間の衡平を図るために、専属合意管轄裁判所に移送することなく当該法定管轄裁判所で審理する特段の必要があると認められるときは、当該法定管轄裁判所が管轄を有すると解すべきであるとしたものの、本件では、上記のような特段の必要があるとは認められないとして長野地方裁判所上田支部の管轄を否定し、原決定を取り消した上、本件を専属合意管轄裁判所である東京地方裁判所に移送した。

(20) 東京高決平成23年5月16日 判例タイムズ1347号248頁

平成23年(ワ)第834号 債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却・確定)

本件で、Xは確定判決の執行力のある正本に基づき、Yの有する銀行の預金債権について差押命令の申立てをしたが、その際、差押債権の表示につき、預金の取扱店舗を一つに特定することなく、「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による」(支店間支店番号順序方式)と記載して、差押命令の申立てをした。原審が差押債権の特定が不十分であり不適法として却下したため、Xが抗告したところ、本決定は、同方式により差押命令を発するとすれば、債権者において預金債権の存在の蓋然性の調査を行わないで適宜の銀行を第三債務者として債権差押えの申立てをすることが可能となる一方、銀行の支店においては他の支店における差押えが功を奏しないことを条件として自らの支店について差押えの効力が生ずる等の問題が生じ、公平性及び適正さを欠くとし、同方式による差押債権の表示では差押債権の特定があったとはいえないとして抗告を棄却した。

#### 【刑事法】

(21) 広島高判平成23年5月26日 裁判所HP

平成23年(ウ)第7号 住居侵入、強盗強姦、強盗致傷(認定罪名 住居侵入、強盗強姦)被告事件(破棄自判)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110615171014.pdf>

裁判員裁判対象事件である住居侵入、強盗強姦、強盗致傷(認定罪名:住居侵入、強盗強姦)被告事件について、控訴審において、懲役11年に処した一審判決の量刑が重過ぎるとし、量刑不当の主張を認め、一審判決を破棄し、懲役8年に処した事例。

控訴審は、窃盗目的ないし強盗の故意を認定した事実誤認の主張は退けたが、量刑不当の

主張については、「原審では、裁判員が参加して審理、判決がされ、一般市民の視点及び感覚、健全な社会常識を量刑事実の評価、判断に反映させ、適切な刑を量定することが期されたもの」とした上、原判決が、犯行の計画性、犯行態様の悪質性、被害結果の重大性、処罰感情の強さを認定して特に重視したことや過去の同種事犯を認定し相応に考慮したこと、計106万円を被害者側に支払ったこと及び被告人を心配する母親の存在が更生の一助となることを認定し考慮したことは何れも正当としたが、被告人の反省の情について、被告人が窃盗目的ないし強盗の故意を争う点を捉えて「このような不自然、不合理な弁解及び供述態度に照らすと、その反省や謝罪が真摯なものであるとはいえず、被告人の反省や謝罪の言葉は、本件の量刑上考慮するに値しない」とした点については賛同し難いとし、具体的には、事案の核心部分である強姦部分については積極的に認めてきたこと、前刑服役中に盗みを覚えたという不利な事柄も自主的に認めていることに照らし反省の顕れと評価できるとした。更に控訴審は、本件が確定裁判の余罪と位置づけられること、有期懲役刑の長期が引き上げられる刑法改正前の事犯であること、量刑に当たっては行為責任を基本として公平の理念から同種事案に対する従来の量刑を参照すべきことを挙げ、裁判員裁判である原判決を従来の量刑と比較して単純に軽重を論じることはできないとしても近時の量刑傾向に照らし原判決は著しく重いとし、同時審判の場合の刑の均衡の観点も踏まえ、懲役11年とした原判決を破棄した上、懲役8年とした。

(22) 広島高判平成23年6月30日 裁判所HP

平成22年(う)第198号 特別公務員暴行陵虐被告事件(控訴棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110722170028.pdf>

少年院の法務教官である被告人が、少年院在院中の少年に対して行った一連の行為が特別公務員暴行陵虐罪に該当するとした原判決に対して、訴訟手続の法令違反、公訴の不法受理及び事実誤認を理由としてなされた被告人の控訴を棄却した事例。

不意打ち認定の主張、公訴棄却の主張、一連の行為に関する事実認定及び評価の何れについても弁護人の主張を退けたが、正当行為である旨の主張については、被告人が指導目的を持って及んだことは認めるも、シーツを頸部に巻き付け自身で締め付けて死ぬよう迫るなどの行為は、少年の特殊性、緊急性、必要性を如何に考慮しても職務上行うことが必要かつ相当なものであるとは到底言い難く、凡そ容認することは出来ない等とした。

(23) 大阪地判平成22年5月25日 判例タイムズ1346号247頁

平成21年(わ)第1420号 傷害被告事件(無罪・控訴)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100909092559.pdf>

本件公訴事実等の概要は、被告人が、大阪府内の遊歩道において、歩行中の被害者に対し、自転車で追い抜きざまに、背後からその後頭部をハンマー様のもので1回殴打する暴行を加え、被害者に傷害を負わせたというものであるが、被告人と犯人との同一性が争点となった点について、本判決は、被告人が犯人であることを肯定する一定の蓋然性をもった複数の事実が存在しており、このような事実が、被告人が犯人でないにもかかわらず、偶然に揃ってしまう蓋然性は高くないから、このような事実から被告人が犯人であると推認することは、相当程度の合理性があるといえるとしたが、これらの事実については、被害者が目撃したと証言する事実について、その目撃時の明るさや時間等の観察条件が必ずしもよくないこと等、それぞれ固有の問題点があり、犯人肯定方向に働く蓋然性の強さにも一定の限界があると指摘し、一方、被告人が犯人であることを否定する消極方向の事実として、本件で被告人が犯人であるとすると、外出時は通常掛けることのないめがねを、少なくとも被害者と犯行直前にすれ違った際には掛けていたことになり、それは自らの容姿を偽装するためであった可能性が高いが、警察官が本件犯行後に被告人がめがねを着用して交番を訪れたとの内容の証言をしていること等の事情を挙げ、被告人の犯人性を肯定する事情を総合しても、被告人の犯人性を肯定する方向の各事実の問題点が補われ、被告人の犯人性が立証されたものと考えするには、未だ合理的な疑いが残るとして、被告人を無罪とした。

【公法】

(24) 最二判平成23年5月30日 裁判所HP

平成22年(行ツ)第54号 再雇用拒否処分取消等請求事件(上告棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110530164923.pdf>

都立高校教諭職在籍当時の卒業式に於いて国旗に対する起立及び国歌斉唱時に職務命令に反し起立を拒否したところ、非常勤の嘱託員及び常時勤務を要する職又は短時間勤務の職の採用選考において、東京都教育委員会から、上記不起立が職務命令違反等に当たるとを理由に不合格とされたことを巡る国家賠償訴訟に於いて、起立等が思想良心に対する間接的制約となりうると位置づけた上、職務命令に同制約を許容する程度の必要性・相当性があるかを検討し、許容する程度の必要性・相当性があるとした。

(25) 最三判平成23年6月7日 裁判所HP

平成21年(行ヒ)第91号 一級建築士免許取消処分等取消請求事件(原判決を破棄、第1審判決取消、請求認容)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110607135658.pdf>

公にされている処分基準の適用関係を示さずにされた建築士法(平成18年法律第92号による改正前のもの)10条1項2号及び3号に基づく一級建築士免許取消処分が、行政手続法14条1項本文の定める理由提示の要件を欠き、違法であるとされた事例。

原判決は、理由提示要件について、一級建築士に対する懲戒処分の場合、当該処分の根拠法条(建築士法10条1項各号)及びその法条の要件に該当する具体的な事実関係が明らかにされることで十分に達成できるというべきであり、更に進んで、処分基準の内容及び適用関係についてまで明らかにすることを要するものではないとしたが、最高裁は、法の定める要件が抽象的であること、同一の規程に基づき警告・業務停止・免許取消の何れを選択するかが処分庁の裁量に委ねられていること、処分基準が適正な手続により策定されていること、処分基準の複雑性を理由に、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることの困難性の観点から、上記原判決の言う程度では足りないとし、上記程度の理由しか提示しなかった処分を取り消した。

(26) 最三判平成23年6月14日 裁判所HP

平成22年(行ヒ)第124号 行政処分取消等請求事件(破棄自判、同部分につき被上告人の控訴)



棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110614143812.pdf>

市立の老人福祉施設につき民間移管するに際し、資産の譲渡先としてその運営を引き継ぐ事業者の選考のための公募において、これに応募した設立準備中の社会福祉法人が、市長から提案について決定に至らなかった旨の通知を受けた事案に於いて(取消訴訟)、第1審は同通知の処分性を認めず、控訴審は同通知の処分性を認めて第1審原告の請求を認容したところ、最高裁は、民間移管に伴う譲渡等は地方自治法施行令167条の2第1項2号にいう「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」として、随意契約の方法により締結することができるものとし、契約としての性質があることを理由に処分性を否定した。

(27) 最三判平成23年6月14日 裁判所HP

平成22年(行ツ)第314号 戒告処分取消等、裁決取消請求事件(上告棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110614181231.pdf>

いずれも東京都内の市立中学校の教諭であった上告人らが、卒業式又は入学式において、国旗掲揚の下で国歌斉唱の際に起立して斉唱することを命ずる旨の校長の職務命令に従わず、上記国歌斉唱の際に起立しなかったところ、東京都教育委員会から戒告処分を受けるに至ったことを巡る取消訴訟に於いて、起立等が思想良心に対する間接的制約となりうると位置づけた上、職務命令に同制約を許容する程度の必要性・相当性があるかを検討し、許容する程度の必要性・相当性があるとした。

(28) 最三判平成23年6月21日 裁判所HP

平成22年(行ツ)第372号 戒告処分取消請求事件(上告棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110622110506.pdf>

公立学校の校長が同校の教職員に対し卒業式等の式典において国旗掲揚の下で国歌斉唱の際に起立することを命じた職務命令が憲法19条に違反しないとされた事例。同職務命令が思想良心の自由に対する間接的制約となり得ることを認めた上で、職務命令の目的及び内容、制約の態様等との総合考慮の結果として同制約を許容しうる程度の必要性合理性が認められるとした。

(29) 最一判平成23年7月7日 最高裁HP

平成20年(あ)第1132号 威力業務妨害被告事件(棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110707162849.pdf>

卒業式の開式直前に、保護者らに対して国歌斉唱のときには着席してほしいなどと大声で呼び掛けを行い、これを制止した教頭らに対して怒号するなどし、その場を喧噪状態に陥れるなどした行為をもって刑法234条の罪に問うことが、憲法21条1項に違反しないとされた事例。

(事案)

本件は、都立A高校の校長が、東京都教育委員会教育長の発出した「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」と題する通達に基づき、卒業式の際、全員が起立して国歌を斉唱する旨等の実施要綱を作成していたところ、同校の卒業式に来賓として出席した被告人が、卒業式の開式直前に、体育館内で保護者にビールを配り、教頭らが配布をやめるよう求めても応じず、さらに、保護者らに向かって、大声で、本件卒業式は異常な卒業式であって国歌斉唱のときに立って歌わなければ教職員は処分される、国歌斉唱のときにはできたら着席してほしいなどと呼び掛け、その間も、教頭から制止されても呼び掛けをやめず、教頭に対し怒号するなどした行為が、同校の主催する卒業式の円滑な遂行を妨げたとして、威力業務妨害に該当するとされた原審に対し、被告人側が、被告人の本件行為は、憲法21条1項によって保障される表現行為であるから、威力業務妨害罪に問うことは、憲法21条1項に違反すると主張した事案。

(判断)

表現の自由は、民主主義社会において特に重要な権利として尊重されなければならないが、憲法21条1項も、表現の自由を絶対無制限に保障したのではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ意見を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されない。被告人の本件行為は、不相当な態様で行われ、卒業式の円滑な遂行に看過し得ない支障を生じさせたものであって、こうした行為が社会通念上許されず、違法性を欠くものでないことは明らかである。

したがって、被告人の本件行為をもって刑法234条の罪に問うことは、憲法21条1項に違反するものではない。

(30) 東京高判平成22年11月25日 裁判所(総合)HP

平成22年(行コ)第113号 軽油引取税更正、決定処分取消請求控訴事件(棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110601142250.pdf>

造りだされた軽油の原始的所有権の帰属に加えて、軽油の製造・譲渡に係る全過程における行為態様等を勘案し、軽油の製造をして他人に譲渡したといえるとして、地方税法(平成16年法律第17号)による改正前のもの。以下「法」という。)700条の4第1項5号(以下「本件規定」という。)に基づき、軽油引取税に係る課税標準量、税額及び不申告加算金額を決定する処分(以下「本件処分」という。)を相当とした事案。

(事案)

被控訴人が、控訴人に対し、控訴人が軽油の製造をしてこれを他の者に譲渡したとして(以下、これを「本件軽油取引」という。)、地方税法(平成16年法律第17号)による改正前のもの。以下「法」という。)700条の4第1項5号(以下「本件規定」という。)に基づき、軽油引取税に係る課税標準量、税額及び不申告加算金額を決定する処分(以下「本件処分」という。)をしたのに対し、控訴人が、軽油の製造をして他の者に譲渡したことはなく、本件処分は課税要件を欠く違法な処分であると主張して、その取消しを求めた事案。

(争点)

差戻し前の控訴審は、課税要件である本件規定の「軽油の製造をして」について、「製造」とは、造り出された軽油の所有権を原始的に取得することを意味するものと解すべきとし、特段の事情がない限り、本件軽油取引において、Aが製造した軽油がいったんはAの所有物になると考えられ、控訴人が当該軽油を原始取得したと認めることは困難であるとして、控訴人が軽油の製造をしてこれを他の者に譲渡したということとはできないとし、本件処分を取

り消した。

上告審は、「本件規定を始めとする法の文言や趣旨からは、本件規定にいう「製造」が軽油の所有権を原始取得する場合に限られると解すべき根拠を見いだすことはできない。軽油の製造及び譲渡に關与した行為者が複数存在する場合において、造り出された軽油の原始的所有権の帰属に加え、軽油の製造及び譲渡に係る全過程における各行為者の行為態様及びその意図、各行為者間における利益及びリスクの帰属等の諸要素を総合的に勘案した結果、上記過程において実質的に果たしていた役割からみて、ある者が当該軽油を製造してこれを他に譲渡していたものと評価することができるときは、その者が法的にみて当該軽油の所有権を原始的に取得したとはいえないというだけの理由で、本件規定に基づく納税義務者に当たらないということとはできない」として、差戻し前の控訴審判決を破棄し、本件を東京高等裁判所に差し戻した(最判平成22年2月16日 法務速報106号14番 平成20年(行ヒ)第356号)。(本件(差戻審))

本件では、「造り出された軽油の原始的所有権の帰属に加え、軽油の製造及び譲渡に係る全過程における各行為者の行為態様及びその意図、各行為者間における利益及びリスクの帰属等の諸要素」を総合的に勘案して判断すべきである。

控訴人が、本件軽油取引に係る原料仕入代金の支払や軽油製造委託手数料の支払等の各種決済がE名義の預金口座で行われることを了承したこと、控訴人は、自ら、原料である重油及び灯油を運搬するためのタンクローリーの手配、Aとの間で重油と灯油が運び込まれる時刻等についての協議や連絡、造り出された軽油をCの油槽所まで運搬して保管するためのタンクローリーの手配、軽油の販売先からなされる納入数量や納入日の変更の受け、軽油の販売先に対する挨拶、主要販売先であるIに対する訪問等を行ったこと等を総合的に勘案すると、仮に造り出された軽油の原始的所有権が控訴人に帰属するものではなかったとしても、控訴人が本件軽油取引において果たした実質的役割からみれば、控訴人は軽油の製造をしてこれを他の者に譲渡していたものと評価することができるというべきである。

(31) 東京高判平成22年12月14日 裁判所HP

平成22年(行コ)第253号 査証発給拒否処分取消請求控訴事件(棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110629172344.pdf>

査証の発給の拒否は取消訴訟の対象となる行政処分当たらないとした事案。

(補足)

本件は、中華人民共和国(以下「中国」という。)の国籍を有する男性である控訴人が、法務大臣から権限の委任を受けた大阪入国管理局長から在留資格を「技能」とする在留資格認定証明書交付を受けた後、在広州日本国総領事館に査証の発給の申請をしたところ、同総領事館所属日本国領事官からその発給を拒否されたことから、当該拒否が取消訴訟の対象となる行政処分当たり、かつ、違法なものであるとして、その取消しを求めたところ、原審は、査証の発給の拒否は取消訴訟の対象となる行政処分当たらず、上記拒否の取消しを求める控訴人の本訴請求に係る訴えは不適法なものであるとして、当該訴えを却下したため、控訴人がこれを不服として控訴した事案である。

控訴人は、本案前の争点について、本邦に入国しようとする外国人に対する査証の発給の拒否は、当該外国人が上陸許可を受けることができなくなるという法的効果を生じさせる行為であるから、取消訴訟の対象となる行政処分当たると解すべきであるなどと補充主張した。

しかし、査証に係る我が国の法令の規定に照らせば、本邦に入国しようとする外国人について、一定の手続の下に我が国の在外公館に所属する日本国領事官等に対して査証の発給を求める権利が付与されているものとはいえず、査証の発給を受けることができないために事実上適法に本邦に上陸することができないという結果が生じたとしても、それは、我が国が、入管法の下において、そのような立法政策を選択したことによるものであって、査証の発給の拒否により、その発給を求めた外国人の本邦への入国又は上陸に係る権利義務が直接形成され又はその範囲が確定されるものではないなどとして、原判決は相当と判断した。

(32) 東京地判平成22年8月27日 判例タイムズ1346号160頁

平成22年(行ウ)第255号 処分取消請求事件(訴え却下・確定)

日本司法支援センター理事長が、同センターとセンター相談登録契約等を締結していた弁護士に対し、「契約弁護士に対する措置結果について(通知)」と題するセンターの理事長名義の書面により、同弁護士が弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたことを理由に、いずれの契約についても1年の契約締結拒絶期間を伴う契約の解除の措置をとることと決定した旨の通知をしたため、同弁護士が当該決定の取り消しを求める訴えを提起した。

これに対し、本判決は、総合法律支援法その他の法令をみても、センターと弁護士との間で締結された民事法律扶助業務等に関する契約に関して、センター又はその機関が公権力主体としての優越的地位に基づいて当該契約の解除措置を決定し、それによって弁護士の契約上の地位等を解消させる権限を付与する規程は見あたらないこと、かえって、総合法律支援法の規定や当該弁護士とセンターとの間で締結された契約条項等の検討結果によれば、当該決定は契約に基づく約定解除権の行使をする旨のセンターとしての内部的な意思決定を意味することが明らかであること等を理由に、本件決定は行政事件訴訟法3条2項の「処分」当たらないとして、本件訴えを不適法却下とした。

【社会法】

(33) 最三判平成23年7月12日 裁判所HP

平成22年(受)第9号 損害賠償等請求事件(破棄自判、請求棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110712163420.pdf>

市立小学校又は中学校の教諭らが勤務時間外に職務に關連する事務等に從事していた場合において、その上司である各校長に上記教諭らの心身の健康を損なうことがないよう注意すべき義務に違反した過失があるとはいえないとされた事例。

教諭らは、22日ないし28日の間に合計100時間前後の時間外勤務を行ったと主張し、控訴審では、職務命令による時間外勤務であるとは認定されなかったが、勤務時間管理が行われにくい教諭らについて健康の保持に問題がある程度の時間外勤務があったことから法的保護に値する程度の強度のストレス被害はあったとして各慰謝料50万円他の賠償が命じられていた。

最高裁は、各校長の労務管理義務は認められたが、時間外勤務の自主性、しばしば自宅で作業が行われていたこと、具体的な健康被害やその徴候が認められないこと等から、健康被害の予見可能性を否定し、賠償請求を退けた。

(34) 最一判平成23年7月14日 裁判所HP

平成21年(行ヒ)第401号 損害賠償(住民訴訟)請求事件(破棄自判, 請求棄却)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110714112913.pdf>

介護保険法上の指定居宅サービス事業者等の指定を受けた事業者が、不正の手段によって当該指定を受けた場合であっても、市から受領した居宅介護サービス費等につき介護保険法22条3項(平成17年法律第77号による改正前のもの)に基づく返還義務を負わないとされた事例。

本件の事業者は、常勤が要求される管理者につき、真実は兼業であることの職歴を敢えて記載せず指定を受けたものであるが、同瑕疵を原因とした指定取消処分が行われていないこと、指定の無効原因となるほどの瑕疵の存在はうかがえないこと等から、受領にかかる居宅介護サービス費等が、上記瑕疵の一事を以て直ちに法律上の原因がないと言えないとされた(なお、最高裁は、上記22条3項について不当利得返還請求の特則と解釈している)。

(35) 東京高判平成22年1月20日 判例タイムズ1346号170頁

平成21年(ホ)第2799号 建物明渡請求控訴事件(控訴棄却・確定)

外資系旅行代理会社にファイナンシャル・コントローラーとして雇用された者が、会社が「取締役」と受け取られることを避けるために使用を許していなかった「ディレクター」の肩書きを用いて手紙やEメールを作成し、自分が私的に関心をもって事業案件について、あたかも会社はその案件に関心を持っているように装い、繰り返し会社の業績・信用を利用して情報提供を求め、案件への参画を実現しようとしたことは、就業規則における懲戒解雇事由「職務上の地位を利用し、(中略)自己の利益を図るとき」に該当することから、当該会社の同人に対する懲戒解雇の処分は相当であるとされた。

(36) 東京高判平成22年11月26日 裁判所HP

平成22年(行ケ)第4号 審決取消請求事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110708132030.pdf>

A株式会社(以下「A」という。)が他の事業者と共同してポリプロピレン(原料であるナフサの価格に連動して販売価格を設定する旨の契約を締結しているものを除く。)の販売価格の引き上げを決定し、相互にその事業活動を拘束することにより、公共の利益に反して、我が国におけるポリプロピレンの販売分野における競争を実質的に制限していたものとして、独占禁止法2条6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法7条の2第1項に規定する商品の対価に係るものであり、同法3条に違反するとして、Aを吸収合併した原告に対して課徴金の納付を命じる審決(以下「本件審決」という。)を相当とした事案。

(補足)

本件は、被告が、Aが他の事業者と共同してポリプロピレン(原料であるナフサの価格に連動して販売価格を設定する旨の契約を締結しているものを除く。)の販売価格の引き上げを決定し、相互にその事業活動を拘束することにより、公共の利益に反して、我が国におけるポリプロピレンの販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、独占禁止法2条6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法7条の2第1項に規定する商品の対価に係るものであり、同法3条に違反するとして、Aを吸収合併した原告に対して課徴金の納付を命じる審決をしたのに対し、原告がその一部取消しを求める事案である。

原告は、Aの全額出資子会社であったOについて、AのOに対する売上は同一企業内における加工部門への物資の異動と同視すべきであるから、Oに対する売上額を課徴金の算定の基礎とすべきではないと主張したところ、審査官は、OはAとは別個の法人格を有する者として、Aから購入したポリプロピレンを原料として製造した商品を需要者に販売していたものであり、その売り上げが同一企業内にO向けにおける加工部門への物資の異動と同視し得るものとはいえない等として、独占禁止法7条の1第1項所定の「当該商品」に該当するとして課徴金算定対象に含めるのが相当とした。

また、原告は、AのR株式会社に対する合成樹脂の販売価格は第三者に対する価格の90%といった一定のフォーミュラに基づき自動的に決められており、競争の余地がないもので、Rは実質的に完全にAの完全子会社と同視して扱われたものであり、AのRに対するポリプロピレンの売り上げは実質的にAの加工部門への物資の移動と同視しうるものであり、Rに対する売上額を課徴金の算定の基礎とすべきではないと主張したところ、審査官は、RはAと密接な関係にあったがAの完全な支配下にあったのではない上、Aから購入したポリプロピレンを原料として製造した製品を自ら需要者に販売していた者であり、かつ、Aからの購入価格が本件違反行為によるポリプロピレンの値上げ等と連動していたという事情に照らせば、R向け商品について、本件違反行為の参加者らにおいて明示的又は黙示的に本件違反行為の対象からあえて除外していたことと同視し得る合理的な理由によって定型的に当該行為による拘束から除外されていることを示す特段の事情があると認めることはできず、R向け商品は本件違反行為による拘束を受けたものと推定され、独占禁止法7条の2第1項所定の「当該商品」に該当するものとして課徴金算定対象に含めるのが相当とした。

そこで、本件課徴金算定の基礎となる独占禁止法7条の1第1項による原告のポリプロピレンの売上額に、Oに対するポリプロピレンの売上額が含まれるか、同条項による原告のポリプロピレンの売上額に、Rに対するポリプロピレンの売上額が含まれるかが争点となった。

争点について、本件違反行為を行った事業者が、特に、Oへ販売した商品を本件違反行為の対象から除外した事実は認められず、これが本件違反行為である相互拘束から除外されていることを示す事情も認められず、O向けポリプロピレンの販売が、競争の行われる余地のない分野での行為であるということはできないなどとして、本件課徴金算定の基礎となる独占禁止法7条の1第1項による原告のポリプロピレンの売上額に、Oに対するポリプロピレンの売上額が含まれると判断し、R向けのポリプロピレンの販売が、競争の行われる余地のない分野であり、R向けのポリプロピレンが違反行為の対象から除外されていたと認めるには足りず、そのポリプロピレンの売上額が課徴金算定の対象となる売上額から除外されるべきものとは認められない等として、同条項による原告のポリプロピレンの売上額に、Rに対するポリプロピレンの売上額が含まれると判断し、Aのポリプロピレンの売上額からOに対する売上額及びRに対する売上額を除外すべき理由はないと判示した。

〔紹介済み判例〕

東京地判平成22年4月19日 判例タイムズ1346号164頁  
平成20年(ワ)第30595号 地位確認等請求事件(請求棄却・控訴)  
→法務速報116号25番で紹介済み

最二判平成22年7月9日 金法1924号99頁  
平成21年(受)第1539号 損害賠償請求本訴,同反訴事件(破棄差戻)  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100709142120.pdf>  
→法務速報111号13番で紹介済み

大阪高判平成22年7月13日 判例タイムズ1347号227頁  
平成21年(ネ)第962号 損害賠償請求控訴事件(一部取消,自判・上告(後上告取下),上告  
受理申立(後上告不受理))  
→法務速報114号5番で紹介済み

最一判平成22年10月14日 金法1925号100頁  
平成21年(受)第976号 請負代金請求事件(破棄差戻)  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101014151855.pdf>  
→法務速報114号2番で紹介済み

知財高判平成22年11月15日 判例時報2111号109頁  
平成21年(行ケ)第10433号 審決取消請求事件 棄却(上告受理申立)  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101116133707.pdf>  
→法務速報116号10番で紹介済み

最三判平成23年2月15日 判例時報2110号40頁  
平成21年(受)第627号 損害賠償等請求事件  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110617115247.pdf>  
→法務速報118号14番で紹介済み

最二平成23年2月18日 判例時報2109号50頁  
平成21年(受)第216号 損害賠償,中間確認請求事件 破棄自判  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110218155723.pdf>  
→法務速報118号1番で紹介済み

最二判平成23年2月18日 判例時報2111号3頁  
平成20年(行ヒ)第139号 贈与税決定処分取消等請求事件 破棄自判  
→法務速報119号26番で紹介済み

最三判平成23年3月1日 判例タイムズ1347号98頁  
平成22年(受)第798号 不当利得返還請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110301112908.pdf>  
→法務速報119号19番で紹介済み

最三決平成23年3月9日 判例時報2111号31頁  
平成21年(ク)第1027号 遺産分割審判に対する抗告審の変更決定に対する特別抗告事件  
抗告却下  
→法務速報119号20番で紹介済み

最二判平成23年3月18日 判例タイムズ1347号95頁  
平成21年(受)第332号 離婚等請求本訴,同反訴事件(一部破棄自判,一部上告却下,一部上  
告棄却)  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110318112525.pdf>  
→法務速報119号3番で紹介済み

最三判平成23年3月22日 判例時報2111号33頁  
平成21年(受)第747号 求償金請求事件 上告棄却  
→法務速報120号29番で紹介済み

知財高判平成23年3月23日 判例時報2109号117頁  
平成22年(ネ)第10073号 出版妨害禁止等請求控訴事件 控訴棄却,拡張請求一部却下一部  
棄却(上告受理申立)  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110329161827.pdf>  
→法務速報120号21番で紹介済み

最三判平成23年4月12日 判例タイムズ1347号82頁  
平成21年(行ヒ)第226号,平成21年(行ヒ)第227号 不当労働行為救済命令取消請求事件  
(破棄差戻)  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110412150301.pdf>  
→法務速報120号38番で紹介済み

最一判平成23年4月28日 判例タイムズ1347号89頁  
平成21年(受)第2057号 損害賠償請求事件(上告棄却)  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110613093452.pdf>  
→法務速報121号5番で紹介済み

---

種類 提出回次 番号  
法律名及び概要

・衆法 177 13

東日本大震災復興基本法

・ ・ ・ 東日本大震災からの復興についての基本理念, 東日本大震災からの復興のための資金の確保, 東日本大震災復興対策本部の設置等について定めた法律

・閣法 174 54

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 新型インフルエンザについて, 新たな臨時の予防接種の実施方法等について定めた法律

・閣法 177 27

総合特別区域法

・ ・ ・ 産業の国際競争力の強化及び地域の活性化についての基本理念, 政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定等について定めた法律

・閣法 177 53

鉱業法の一部を改正する等の法律

・ ・ ・ 鉱物資源の安定的供給確保のため, 鉱業権の設定に係る許可基準の見直し, 国民経済上特に重要な鉱物に係る鉱業権を最適な開発者へ付与する手続制度の創設, 鉱物資源の探査に係る許可制度の創設等について定めた法律

・閣法 177 73

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 東日本大震災に伴う金融機関等の経営基盤の充実のため, 金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置について定めた法律

・閣法 177 82

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律

・ ・ ・ 雇用促進税制・環境関連投資促進税制の創設, 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正等について定めた法律

・閣法 177 83

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律

・ ・ ・ 寄附金税額控除の対象の見直し, 適用下限額の引下げ, 個人住民税等の脱税犯の懲役刑の上限引上げ等の罰則の見直し, 税負担軽減措置等の整理合理化等について定めた法律

---

### 3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

大山雅己/林亮一著 日本加除出版 269頁 2,625円

モデルケースにみる事業再生 自主再生過程におけるマネジメント機能の重要性

坂梨香著 新日本法規 383頁 3,990円

特別受益・寄与分の理論と運用 裁判例の分析を中心として

水津正臣/藤村和夫/堀切忠和著 三協法規出版 396頁 4,620円

実務家のための交通事故の責任と損害賠償・・・★

長谷川貞之著 勁草書房 242頁 3,675円

担保権信託の法理 いわゆるセキュリティ・トラストの基本構造と運用

長谷川貞之/湯浅正敏/松嶋隆弘編著 三協法規出版 324頁 3,885円

メディアによる名誉棄損と損害賠償

片岡 武/金井繁昌/草部康司/川畑晃一著 日本加除出版 589頁 4,935円

家庭裁判所における成年後見・財産管理の実務

---

### 4. 7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

木村草太著 羽鳥書店 336頁 2,940円  
憲法の急所 権利論を組み立てる

堀天子著 商事法務 318頁 3,465円  
実務解説 資金決済法

柳憲一郎著 清文社 318頁 2,940円  
環境アセスメント法に関する総合的研究

平沼高明法律事務所編 第一法規 300頁 3,675円  
弁護士のためのリスクマネジメント 事例にみる弁護過誤・・・★

外井浩志/榎木 敬編著 労働調査会 331頁 3,570円  
退職金制度の変更と判例Q&A

山田二郎/大塚一郎編集代表 信山社 337頁 5,040円  
判例実務解説シリーズ 租税法判例実務解説

---

## 5. 発刊書籍の解説

---

- ・実務家のための交通事故の責任と損害賠償  
交通事故紛争の, 民事手続, 刑事手続, 行政手続の実務処理が解説されている本である。  
事件を受任する際の検討事項についても書かれており, 新人弁護士が交通事故案件の全体像や流れを勉強する際に役立つであろう。
- ・弁護士のためのリスクマネジメント 事例にみる弁護過誤  
弁護過誤について具体的な事例を挙げて, 法的問題点や防止策, 適切な対処方法等が解説されている。  
受任時における問題, 訴訟遂行における問題, 和解における問題, 期間徒過, 報酬, 刑事事件における問題, 破産管財業務における責任など幅広く事例が紹介されており, 参考になる本である。

☆配信停止をご希望の方へ  
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて  
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

---

(C) Copyright (公財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---